厚木市告示第217号

建築基準法第７条の３の規定による中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程の指定について（令和４年厚木市告示第21号）の一部を次のように改正する。

令和４年７月１日

厚木市長　小　林　常　良

改正部分

３　中間検査対象建築物中「第85条第５項及び第６項」を「第85条第６項及び第７項」に改める。